

府中市地域保全型工事实績条件付一般競争入札試行基準

(目的)

第1条 この基準は、地域の維持修繕等において地域社会に貢献する企業の受注機会を確保するため、府中市条件付一般競争入札事務処理要綱（事前審査型及び事後審査型）第3条第2項第6号の規定に基づき、地域保全型工事の施工実績を条件付一般競争入札の入札参加資格要件として活用するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事)

第2条 地域保全型工事实績条件付一般競争入札の対象となる工事は、請負対象設計金額が500万円以上3,000万円未満の土木一式工事のうち、府中市建設工事入札参加資格等審査会の議を経て決定するものとする。

(入札参加に必要な資格)

第3条 地域保全型工事实績条件付一般競争入札に参加するために必要な資格は、次の各号をすべて満たす者とする。

- (1) 府中市建設工事競争入札参加資格を有する者のうち、土木一式工事で市内業者の認定を受けている者。
- (2) 当該年度において、地域貢献企業の認定を受けている者。
- (3) 前年度において、府中市が発注し検査を完了した地域保全型工事の実績を有する者。

2 前項の資格に、その他必要と認める事項を付加することができる。

(入札に参加できない者)

第4条 前条に定める入札参加に必要な資格を有する者のうち、当該入札の入札日において、府中市建設業者等指名除外要綱による指名除外の期間満了後、1年を経過していない者は当該入札に参加できない。

(入札参加に必要な資格の確認)

第5条 府中市が当該入札において資格要件の確認を求めたときに、その指示する方法により提出しなければならない。

(その他)

第6条 この基準に定めのない事項については、条件付一般競争入札事務処理要綱のほか関係要綱等の定めによる。

付 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。